

建経技第479号
令和5年3月30日

本庁関係各課及び各出先機関の長 様

技術調査課長

「静岡県週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」等の改正について（通知）

このことについて、下記のとおり改正するので通知します。
なお、土木事務所においては、貴管内市町（政令市を含む）へ参考周知願います。

記

- 1 改正取扱い（内容は別添のとおり）
 - （1）静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領
 - （2）【Q&A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説

- 2 改正内容
 - （1）静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領
 - ・発注者指定型の拡大（金額によらず発注者指定型で発注）
 - （2）【Q&A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説
 - ・実施要領の改正に伴う修正

- 3 適用時期
令和5年4月1日以降の積算から適用する。
（3月に積算し4月以降に発注する工事においても適用可能）

担 当 技術調査班
電話番号 054-221-2131

静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領

【改定箇所 新旧対照表】

令和5年4月

静岡県

新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領</p> <p>（目的） 第1条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。 本要領は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。</p> <p>（対象工事） 第2条 静岡県が発注する土木工事標準積算基準書、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準及び治山林道必携により積算する工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。 （1）施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事 （2）通年維持工事、災害復旧工事（改良復旧工事を含む） （3）発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事 <u>（追加）</u></p> <p>（用語の定義） 第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。 （1）週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 （2）対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。 （3）現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。 （4）現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上 28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。</p> <p>（発注） 第4条 <u>次のいずれかの方式により発注し、当初設計金額が3,500万円以上の工事については原則発注者指定型とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領</p> <p>（目的） 第1条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。 本要領は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。</p> <p>（対象工事） 第2条 静岡県が発注する土木工事標準積算基準書、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準及び治山林道必携により積算する工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。 （1）施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事 （2）通年維持工事、災害復旧工事（改良復旧工事を含む） （3）発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事 <u>なお、（3）により対象外として発注した工事については、契約後、現場着手までに受発注者間協議を行い、必要に応じて対象とすることができる。</u></p> <p>（用語の定義） 第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。 （1）週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 （2）対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。 （3）現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。 （4）現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上 28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。</p> <p>（発注） 第4条 <u>発注者指定型により発注する。</u></p>

新旧対照表

旧	新
<p>(1) 発注者指定型 静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（発注者指定型）（別紙1）を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。</p> <p>(2) <u>受注者希望型</u> <u>静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（受注者希望型）（別紙2）を添付し発注する。契約後、受注者が週休2日推進工事の実施を希望する場合には、受発注者間協議により適用可能とする。</u></p> <p>(実施方法) 第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。 (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表（<u>別紙3</u>を参考とする）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。<u>受注者希望型については、週休2日に取り組むレベル（「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」または「4週6休以上4週7休未満」のいずれか。以下、「取組レベル」という。）を受発注者間協議により設定し、現場閉所計画表を作成する。</u>なお、<u>発注者指定型において受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。</u> (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。 (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。<u>また、受注者希望型において現場閉所率の算出結果が取組レベルを超えた場合でも、当初協議による設定を上限として判定し、第6条、第7条及び第8条を適用する。</u> (4) 上記取組実施内容については、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。</p> <p>(費用の計上) 第6条 別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。</p> <p>(工事成績における評価) 第7条 工事成績評価の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。 (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。 (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。 (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。</p> <p>(達成証明) 第8条 本要領を適用した工事において、4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。</p>	<p>(1) 発注者指定型 静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（発注者指定型）（別紙1）を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>(実施方法) 第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。 (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表（<u>別紙2</u>を参考とする）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。<u>(削除)</u> なお、<u>(削除)</u> 受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。 (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。 (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。<u>(削除)</u> (4) 上記取組実施内容については、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。</p> <p>(費用の計上) 第6条 別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。</p> <p>(工事成績における評価) 第7条 工事成績評価の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。 (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。 (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。 (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。</p> <p>(達成証明) 第8条 本要領を適用した工事において、4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。</p>

新旧対照表

旧	新
<p>附 則</p> <p>この「静岡県交通基盤部 週休2日推進工事（土木工事）実施要領」は平成31年1月1日から施行する。</p> <p>この「静岡県交通基盤部・経済産業部 週休2日推進工事实施要領」は令和元年7月1日から施行する。</p> <p>この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和2年4月1日から施行する。</p> <p>この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和4年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>（追加）</u></p> <p style="text-align: center;">（別紙1の改正なし）</p>	<p>附 則</p> <p>この「静岡県交通基盤部 週休2日推進工事（土木工事）実施要領」は平成31年1月1日から施行する。</p> <p>この「静岡県交通基盤部・経済産業部 週休2日推進工事实施要領」は令和元年7月1日から施行する。</p> <p>この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和2年4月1日から施行する。</p> <p>この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">（別紙1の改正なし）</p>

旧	新
<p style="text-align: right;">(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書 (受注者希望型)</p> <p>第1条 目的 本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。</p> <p>第2条 用語の定義 この特記仕様書において用いる用語は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。</p> <p>(3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。</p> <p>(4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。</p> <p>第3条 実施方法 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は、週休2日に取り組むレベル（「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」または「4週6休以上4週7休未満」のいずれか。以下、「取組レベル」という。）を受発注者間協議により設定し、現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。 ・受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。 ・監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。現場閉所率の算出結果が取組レベルを超えた場合でも、当初協議による設定を 	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>

新旧対照表

旧	新
<p>上限として判定する。</p> <p>第4条 費用の計上 別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。</p> <p>第5条 工事成績における評価 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。 (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。 (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。 (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。</p> <p>第6条 達成証明 4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>

新旧対照表

旧

(別紙3)

現場閉所計画表 (作成例)

工事名: □□年度○○工事
 工期: □□年10月1日～□□年3月15日

月	10																															対 象 期 間 日 数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
行事等																																
計画																																
計																																2

月	11																															対 象 期 間 日 数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
行事等																																
計画																																
計																																9

月	12																															対 象 期 間 日 数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
行事等																																
計画																																
計																																8

月	1																															対 象 期 間 日 数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
行事等																																
計画																																
計																																9

月	2																												対 象 期 間 日 数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
行事等																													
計画																													
計																													8

月	3																															対 象 期 間 日 数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
行事等																																
計画																																
計																																0

凡例
 ○: 現場閉所
 /: 対象期間外

現場閉所日数	36	日
対象期間日数	125	日
現場閉所率	28.8	%
現場閉所率 = (現場閉所日数/対象期間日数) × 100 ※小数第2位切捨て		
週休2日補正	4週8休以上	

新

(別紙2)

現場閉所計画表 (作成例)

工事名: □□年度○○工事
 工期: □□年10月1日～□□年3月15日

月	10																															対 象 期 間 日 数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
行事等																																
計画																																
計																																2

月	11																															対 象 期 間 日 数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
行事等																																
計画																																
計																																9

月	12																															対 象 期 間 日 数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
行事等																																
計画																																
計																																8

月	1																															対 象 期 間 日 数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
行事等																																
計画																																
計																																9

月	2																												対 象 期 間 日 数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
行事等																													
計画																													
計																													8

月	3																															対 象 期 間 日 数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
行事等																																
計画																																
計																																0

凡例
 ○: 現場閉所
 /: 対象期間外

現場閉所日数	36	日
対象期間日数	125	日
現場閉所率	28.8	%
現場閉所率 = (現場閉所日数/対象期間日数) × 100 ※小数第2位切捨て		
週休2日補正	4週8休以上	

静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領

（目的）

第1条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

本要領は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

（対象工事）

第2条 静岡県が発注する土木工事標準積算基準書、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準及び治山林道必携により積算する工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- （1）施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事
- （2）通年維持工事、災害復旧工事（改良復旧工事を含む）
- （3）発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事

なお、（3）により対象外として発注した工事については、契約後、現場着手までに受発注者間協議を行い、必要に応じて対象とすることができる。

（用語の定義）

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

（1）週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

（3）現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

（4）現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

（発注）

第4条 発注者指定型により発注する。

（1）発注者指定型

静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（発注者指定型）（別紙1）を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。

（実施方法）

第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- （1）受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表（別紙2を参考とする）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- （2）受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- （3）監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。
- （4）上記取組実施内容については、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。

（費用の計上）

第6条 別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

（工事成績における評価）

第7条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

- （1）4週8休以上の場合は、2点を加点する。
- （2）4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。
- （3）4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

（達成証明）

第8条 本要領を適用した工事において、4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。

附 則

この「静岡県交通基盤部 週休2日推進工事（土木工事）実施要領」は平成31年1月1日から施行する。

この「静岡県交通基盤部・経済産業部 週休2日推進工事实施要領」は令和元年7月1日から施行する。

この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和2年4月1日から施行する。

この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和4年4月1日から施行する。

この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和5年4月1日から施行する。

静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書 （発注者指定型）

第1条 目的

本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第2条 用語の定義

この特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

第3条 実施方法

週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- ・受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- ・受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- ・監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

第4条 費用の計上

別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

第5条 工事成績における評価

工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

- (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。
- (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。
- (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

第6条 達成証明

4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。

【Q&A】 静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説

【改定箇所 新旧対照表】

令和5年4月

静岡県

新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: right;">2022.04.01</p> <p style="text-align: center;">【Q&A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q1. 対象工事について、「発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。</p> </div> <p>A1. 供用開始時期が決められている工事、施工期間が限定されている工事など、工期に関する制約が厳しい工事が該当します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q2. 対象外としている、「施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。</p> </div> <p>A2. 官工程において、準備期間や後片付け期間等を除いた現地作業日数が1週間以内となり、週休2日の実施に馴染まない工事は対象外となります。 また、実工程が1週間を超えたとしても、発注時点で対象外としている工事を対象とすることはできません。</p> <p style="text-align: center;">（追加）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q3. 用語の定義について、対象期間における「準備期間」「後片付け期間」の具体的な定義はあるのか。</p> </div> <p>A3. 準備期間とは、契約日の翌日から現場施工を開始するまでの期間であり、後片付け期間とは、現場施工を完了した日の翌日から完成届提出までの期間です。 （詳細については、「週休2日推進工実施イメージ」参照）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q4. 発注方式について、発注者指定型と受注者希望型はどのように使い分けられるのか。</p> </div> <p>A4. 当初設計金額3,500万円以上の工事については原則発注者指定型とし、それ以外の工事については受注者希望型としてください。 ただし、「施工条件明示事項」記載の不確定要素等により、工程に遅延が生じる可能性のある工事について</p>	<p style="text-align: right;">2023.04.01</p> <p style="text-align: center;">【Q&A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q1. 対象工事について、「発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。</p> </div> <p>A1. 供用開始時期が決められている工事、施工期間が限定されている工事など、工期に関する制約が厳しい工事が該当します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q2. 対象外としている、「施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。</p> </div> <p>A2. 官工程において、準備期間や後片付け期間等を除いた現地作業日数が1週間以内となり、週休2日の実施に馴染まない工事は対象外となります。 また、実工程が1週間を超えたとしても、発注時点で対象外としている工事を対象とすることはできません。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q3. 対象外として発注した災害復旧工事において、受注者から週休2日推進工事として施工したいとの協議があった場合、受注者間協議によって週休2日推進工事の対象とすることは可能か。</p> </div> <p>A3. 事業の性質上、週休2日補正による増額分は国庫負担の対象とならないため、対象外となります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q4. 用語の定義について、対象期間における「準備期間」「後片付け期間」の具体的な定義はあるのか。</p> </div> <p>A4. 準備期間とは、契約日の翌日から現場施工を開始するまでの期間であり、後片付け期間とは、現場施工を完了した日の翌日から完成届提出までの期間です。 （詳細については、「週休2日推進工実施イメージ」参照）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>

新旧対照表

旧	新
<p>では、受注者希望型とすることができます。以下の事例を参考としてください。</p> <p>【工程関係】 現場条件により<u>施工方法や施工時間が制限される</u>可能性がある工事</p> <p>【用地関係】 資機材置き場用の用地を借地する必要がある、<u>借地交渉に期間を要する</u>可能性がある工事</p> <p>【工事用道路関係】 工事用道路に一般道を使用するなど、<u>使用時間帯の制限等</u>がある工事</p> <p>【工事支障物件等】 電柱やマンホールなどの占有物件があり、<u>移設協議等に期間を要する</u>可能性がある工事</p> <div data-bbox="189 688 1249 783" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Q5. 受注者希望型の場合、週休2日推進工事を適用するまでの具体的な流れはどうなっているのか。</p> </div> <p>A5. 契約後、受注者が週休2日推進工事を希望する場合には、対象期間開始前までに受発注者協議を行い適用となります。 その後、週休2日に取り組むレベルを設定し、その取組レベルに対応した現場閉所計画表を受注者が作成し、監督員に提出します。</p> <div data-bbox="189 1052 1249 1146" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Q6. 発注者指定型において、「受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合」とは、どのような場合か。また、その場合の取扱いはどうすればよいか。</p> </div> <p>A6. 契約後の対象期間開始前に以下の例のような状況が生じ、原契約の工期内で4週8休以上の工程を計画することが困難な状態を指します。この場合には、対象期間開始前に受発注者間で対応を協議してください。</p> <p>【実施が困難な場合の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等により適切な時期に施工を開始できなくなった。 ・代替できない資材の流通が急に滞り、適切な時期に施工を開始できなくなった。 等 <p>【基本的な対応方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)適切な期間を確保するため、工期を延長する。 2)契約変更により週休2日推進工事の適用を外す。(対象工事ではなくなるため、労務費補正分の全てを減額変更し、工事成績評価の加算は行わない。) <div data-bbox="201 1730 1285 1824" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Q7. 平日に天候不良等で予定の作業ができず、土日祝日に作業を振り替えた場合の取扱いはどのようになるか。</p> </div>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <div data-bbox="1486 1052 2546 1146" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Q5. 「受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合」とは、どのような場合か。また、その場合の取扱いはどうすればよいか。</p> </div> <p>A5. 契約後の対象期間開始前に以下の例のような状況が生じ、原契約の工期内で4週8休以上の工程を計画することが困難な状態を指します。この場合には、対象期間開始前に受発注者間で対応を協議してください。</p> <p>【実施が困難な場合の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等により適切な時期に施工を開始できなくなった。 ・代替できない資材の流通が急に滞り、適切な時期に施工を開始できなくなった。 等 <p>【基本的な対応方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)適切な期間を確保するため、工期を延長する。 2)契約変更により週休2日推進工事の適用を外す。(対象工事ではなくなるため、労務費補正分の全てを減額変更し、工事成績評価の加算は行わない。) <div data-bbox="1498 1730 2582 1824" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Q6. 平日に天候不良等で予定の作業ができず、土日祝日に作業を振り替えた場合の取扱いはどのようになるか。</p> </div>

新旧対照表

旧	新
<p>A7. 作業を予定していた平日に天候不良等で現場閉所（当日作業開始前に判断した場合を含む。）し、土日祝日に振り替えて作業した場合は、現場閉所したその平日は現場閉所率算定上の現場閉所日数に含まれます。なお、休日作業届等の手続きは受発注者間で事前に済ませてください。</p> <p>Q8. その建設現場以外（他工事現場、受注者の社屋等）で勤務した場合の取扱いはどのようなになるか。</p> <p>A8. 「現場閉所」は当該建設現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該建設現場が1日を通して閉所されていれば現場閉所日として扱います。</p> <p>Q9. 受注者希望型において、当初設定した取組レベルを実績で超えた場合は、設計変更は可能か。</p> <p>A9. 当初設定した取組レベルを上限として判定するため、実績で超えた場合でも設計変更は行いません。</p> <p>【例】 取組レベル 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率 21.4%以上 25%未満） 取組実績 現場閉所率 27% →「4週6休以上4週7休未満」と判定</p> <p>Q10. 工事成績評価において、発注者指定型と受注者希望型で違いはあるのか。</p> <p>A10. 成績評価項目のうち、「2 施工状況」「II 工程管理」「休日の確保を行っている。」の部分について考え方が異なります。発注者指定型については、取組レベル「4週8休以上」を基準としているため、取組実績が4週8休に満たなかった場合は「休日は適切に確保されていない」という判定になります。受注者希望型については、「当初設定した取組レベル」を基準としているため、設定した取組レベルを満足していれば、取組実績が4週8休に満たなかった場合でも「休日は適切に確保されている」という判定になります。</p> <p>【発注者指定型】⇒「4週8休以上」を基準 取組実績が4週8休以上 → 休日は適切に確保されている。 取組実績が4週8休未満 → 休日は適切に確保されていない。</p> <p>【受注者希望型】⇒「当初設定した取組レベル」を基準 ・当初設定した取組レベルが4週7休以上4週8休未満の場合 取組実績が4週7休以上4週8休未満 → 休日は適切に確保されている。 取組実績が4週6休以上4週7休未満 → 休日は適切に確保されていない。</p>	<p>A6. 作業を予定していた平日に天候不良等で現場閉所（当日作業開始前に判断した場合を含む。）し、土日祝日に振り替えて作業した場合は、現場閉所したその平日は現場閉所率算定上の現場閉所日数に含まれます。なお、休日作業届等の手続きは受発注者間で事前に済ませてください。</p> <p>Q7. その建設現場以外（他工事現場、受注者の社屋等）で勤務した場合の取扱いはどのようなになるか。</p> <p>A7. 「現場閉所」は当該建設現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該建設現場が1日を通して閉所されていれば現場閉所日として扱います。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

新旧対照表

旧	新
<p data-bbox="201 247 1285 289">Q11. 港湾5職種、工場製作工、業務委託等技術者は、労務費補正の対象となるか。</p> <p data-bbox="172 340 1448 420">A11. 令和4年4月から港湾5職種は労務費補正の対象となりましたが、その他は、補正対象外であり、労務費の補正は行いません。</p>	<p data-bbox="1498 247 2576 289">Q8. 港湾5職種、工場製作工、業務委託等技術者は、労務費補正の対象となるか。</p> <p data-bbox="1469 340 2742 420">A8. 令和4年4月から港湾5職種は労務費補正の対象となりましたが、その他は、補正対象外であり、労務費の補正は行いません。</p>

【Q&A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説

Q1. 対象工事について、「発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。

A1. 供用開始時期が決められている工事、施工期間が限定されている工事など、工期に関する制約が厳しい工事が該当します。

Q2. 対象外としている、「施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。

A2. 官工程において、準備期間や後片付け期間等を除いた現地作業日数が1週間以内となり、週休2日の実施に馴染まない工事は対象外となります。

また、実工程が1週間を超えたとしても、発注時点で対象外としている工事を対象とすることはできません。

Q3. 対象外として発注した災害復旧工事において、受注者から週休2日推進工事として施工したいとの協議があった場合、受注者間協議によって週休2日推進工事の対象とすることは可能か。

A3. 事業の性質上、週休2日補正による増額分は国庫負担の対象とならないため、対象外となります。

Q4. 用語の定義について、対象期間における「準備期間」「後片付け期間」の具体的な定義はあるのか。

A4. 準備期間とは、契約日の翌日から現場施工を開始するまでの期間であり、後片付け期間とは、現場施工を完了した日の翌日から完成届提出までの期間です。

（詳細については、「週休2日推進工事実施イメージ」参照）

Q5. 「受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合」とは、どのような場合か。また、その場合の取扱いはどうすればよいか。

A5. 契約後の対象期間開始前に以下の例のような状況が生じ、原契約の工期内で4週8休以上の工程を計画することが困難な状態を指します。この場合には、対象期間開始前に受発注者間で対応を協議してください。

【実施が困難な場合の例】

- ・自然災害等により適切な時期に施工を開始できなくなった。
- ・代替できない資材の流通が急に滞り、適切な時期に施工を開始できなくなった。 等

【基本的な対応方法】

- 1)適切な期間を確保するため、工期を延長する。
- 2)契約変更により週休2日推進工事の適用を外す。(対象工事ではなくなるため、労務費補正分の全てを減額変更し、工事成績評定の加算は行わない。)

Q6. 平日に天候不良等で予定の作業ができず、土日祝日に作業を振り替えた場合の取扱いはどうになるか。

A6. 作業を予定していた平日に天候不良等で現場閉所（当日作業開始前に判断した場合を含む。）し、土日祝日に振り替えて作業した場合は、現場閉所したその平日は現場閉所率算定上の現場閉所日数に含みます。なお、休日作業届等の手続きは受発注者間で事前に済ませてください。

Q7. その建設現場以外（他工事現場、受注者の社屋等）で勤務した場合の取扱いはどうになるか。

A7. 「現場閉所」は当該建設現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該建設現場が1日を通して閉所されていれば現場閉所日として扱います。

Q8. 港湾5職種、工場製作工、業務委託等技術者は、労務費補正の対象となるか。

A8. 令和4年4月から港湾5職種は労務費補正の対象となりましたが、その他は、補正対象外であり、労務費の補正は行いません。